



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2021年8月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

相続した土地の名義変更はお済ですか？

所有者不明の土地が増加し、相続者の所在が分からない、相続登記が数代に渡って行われていないなどの問題を解消するためにこれまで義務のなかった不動産の相続登記が義務化されることになりました。2024年度をめどに施行される予定です。

法改正の概要は、相続は土地の取得を知ってから3年以内、住所変更は2年以内に申請しなければなりません。違反すれば相続は10万円以下、住所変更は5万円以下の過料を求められます。

「すぐに売買や担保設定ができない」、「管理が行き届かず危険」、「手続きに多額の費用がかかる」といったデメリットだけでなく、将来的に相続するお子様やお孫様に大きな負担をかけることとなります。

もし、自分自身、あるいは自身の親戚が相続登記を行っていない不動産をお持ちであれば、早めの登記手続きをおすすめいたします。

その他、相続の事何でもご相談下さい。

- ◇生前贈与を考えている
- ◇遺言書を作成したい
- ◇相続の事前対策
- ◇相続財産の把握・試算
- ◇相続手続きの進め方が分からない
- ◇相続時の預金解約、戸籍の収集手続き等々

只今、「相続何でも相談会」
実施しております。

是非、この機会に一度ご確認いただき、お気軽にご相談いただければと思います。

ご不明な点などあれば当事務所までお問い合わせください！

(山本 記)

お盆休みのお知らせ

下記日程にてお盆休みをいただきます。よろしくお願いたします。

休業日：8月12日(木)～8月15日(日)

